

第5章

開発途上国における法と政治

タイ暫定憲法の考察

今泉 慎也

要約：

民主主義、グッドガバナンス、法の支配を重視した政治・行政分野での制度改革をどのように進めるかは、「法と開発」研究の一つの課題である。現実の政治過程において法の役割や実効性が問われる場合も多い。本稿では、タイの2006年9月軍事クーデタ後の同年10月に制定された暫定憲法の統治構造と新憲法の起草手続きの検討を行う。1990年代の民主化の成果であった1997年憲法体制は、反タクシン運動を契機とする政治的デッドロックを抜け出せず、軍によるクーデタという伝統的な手法でしか事態の打開を行うことができなかった。民主化が課題とされた1990年代と比べて、制度改革の課題は複雑化している。1997年憲法は多くの問題点を抱えていたが、その多くの要素はなお有効性を失っていないであろう。新憲法における制度設計が1997年憲法を出発点とせざるを得ない点もそこにあるだろう。

キーワード：

タイ 憲法 政治 法 裁判所 司法審査 民主化

はじめに

民主主義、グッドガバナンス、法の支配などを重視した政治・行政分野での制度改革をどのように進めるかは、「法と開発」研究の一つの課題である。現実の政治過程と法との関係では、先進国であるか開発途上国であるかを問わず、法の役割や実効性が問われることが少ないない。法は、当事者間に一定のルールや手続を設定することを通じて、むき出しの力関係に一定の枠を与え、それによって当事者間の公平や正義の実現を行おうとするものである。しかし、そうしたルールや手続が現実の政治過程の制御に常に成功するとは限らない。また、そもそも最適な制度を一律に定めることができない以上、各国における試行錯誤のなかで最適な解を求め続けざるをえないであろう。

本稿では、開発途上国における法と政治の問題を考える手がかりとして、タイの2006年9月クーデタ後に制定された暫定憲法を考察する。2006年9月19日に起きた軍事クーデタによって、1990年代のタイの民主化の成果であった1997年憲法体制は終焉を迎えた。クーデタに成功した「国王を元首とする民主体制統治改革団」（英文名称は、**Council for Democratic Reform**）は、その布告によって憲法、下院、上院、内閣そして憲法裁判所を廃止した。その後10月1日には、「2006年（暫定）タイ王国憲法」（以下、2006年暫定憲法。章末に全訳を掲載）によって、暫定的な統治の枠組みと新憲法の起草手続が定められた。このクーデタによる政権交代とその後の暫定憲法制定というパターンは、かつて軍が政治的実権を握っていた時代に幾度となく繰り返されたものであった。

タイは1932年の立憲革命によって立憲君主制に移行し、欧米をモデルとする議会政治が導入された。しかしながら、その後、軍人グループが政治実権を握る時代が1980年代まで続いてきた。主として軍内部の勢力争いから軍事クーデタによる政権交代が頻繁に発生し、そのため憲法廃止とその後の新憲法の制定という悪循環が繰り返された。1970年代の民主化運動が挫折した後、1980年代は揺るやかな民主化が漸進的に進められた。軍が反政府デモ

に発砲した 1992 年 5 月の政変以後、軍の政治への影響力の低下は決定的なものとなり、一挙に民主化が進んだ。90 年代の民主化・政治改革論議は最終的に 1997 年憲法へと結実した。クーデタも暫定憲法もいずれも過去のものとなるべきものであった。それがなぜ再び政治の表舞台へ戻ってきたのであろうか。

その背景には、2001 年から政権にあったタイラックタイ党(*Thai rak thai*. 以下 TRT と略す)のタクシン・チナワット政権に対する反対運動を契機とするタイの民主主義政治の深い混迷があった。タクシン政権は、1997 年憲法にもとづく最初の下院議員選挙である 2001 年総選挙によって登場した。TRT は、選挙で勝利した後、他の政党を吸収合併することによって議会での勢力を拡大した。さらに 2004 年総選挙でも TRT は圧倒的な勝利を得た。同政権の強さの理由は、携帯電話事業などで財をなした実業家としてのタクシン首相個人の手腕に対する有権者の期待や、新たな政策を打ち出すことのできる人材を集めた TRT の政策形成能力といった要因に見いだすことも可能であろう。しかし、ここで注目すべきは点は、タクシンの強さの背景に 1997 年憲法の制度設計があったことである。

タイでは、伝統的に小政党の連立政権が続き、政党間の政治的な駆け引きが繰り返された。1980 年代末に民政移管が実現した後も、汚職や政治腐敗を理由とする不信任決議の応酬が行われ、議会活動はしばしば停滞した。各党はイデオロギーや政策ではなく、資金力を中心にまとまっており、選挙のたびに政治家の政党の渡り歩きが起きた。そこで、1990 年代のタイの民主化・政治改革のなかで、効率的な意思決定を行うことができる効率的な強い政府の確立が課題とされた。そのため、下院議員選挙における小選挙区制・比例代表制の導入や、議員の政党所属の義務づけや所属政党変更の制限を行った。他方、この強い政府とバランスをとるため、憲法裁判所や行政裁判所を新設したほか、国家汚職防止委員会、国家人権委員会、国会オンブズマン、選挙管理委員会、国家会計検査委員会などの憲法上の独立機関を設置し、これら機関の活動を通じて政治・行政を監督・監視する枠組みを作り出した。議員・

官僚等の資産公開制度、弾劾制度、刑事訴追制度も整備された(今泉[2003a])。このような制度改革がタックシン政権の強い政治基盤の形成とその安定に大きく貢献したのである。他方、1997年憲法が予定していた裁判所や憲法上の独立機関による監視が、強大なタックシン政権に対して、十分に機能しないと捉えられるようになった。

そもそも強大なタックシン政権の登場を許したこと自体が、1997年憲法の大きな欠陥であると捉え、「第2の政治改革」を求める主張もみられた。たとえば、1990年代の政治改革の論者の一人であったアモン・ジャントラソンプーン(Amon Cantrasombun)は、タックシン政権発足から間もない2002年にすでに、「国会による独裁」¹という言葉を使いながら、権力の集中に警鐘をならし、第2の政治改革と憲法改正の必要性を訴えていた。さらに、アモンは、1997年憲法が予定していた施行5年後の見直しについて、その発議を行うことを認められた憲法裁判所などの諸機関が憲法改正を見送ったことに対して、問題の先送りであるとして批判した(Banjerd [2004])。

さらに、タックシン政権期には、同政権に対する危機感を招くいくつかの事件も起きていたことも付言すべきであろう。南タイのテロ問題への対応の失敗と泥沼化²、麻薬取締強化に伴う多くの死傷者の発生、マネーロンダリング委員会を利用したマスコミ関係者への盗聴疑惑、マスコミに対する名誉毀損訴訟といった動きがあった。

2005年頃から顕在化する反タックシン運動が、広がりを見せるようになるのは、2006年1月にタックシンの一族がその保有する携帯電話事業のシン・コーポレート社の株式をシンガポールの国有持株会社トゥマセック社に売却し、多額の利益を得ることが公表されてからのことである。事態を打開するためタックシン首相は下院解散でこれに対応しようとした。しかしながら、反タックシン運動グループの主張にのった主要野党は、2006年4月2日の総選挙のボイコットを表明。結局、野党が参加しないままに総選挙が行われた。TRTはこの選挙で形ばかりの勝利を得たものの白票などの形で表明されたタックシン拒否の声も多数に及んだ(玉田 [2006])。総選挙後、諸勢力の

圧力を受けてタックシンは首相に就任しないことを表明した。総選挙は非民主的であると主張する国王の意向を受け、行政裁判所によるやり直し選挙の停止、さらには憲法裁判所による総選挙自体を無効とする判断がされた。2006年6月の国王の在位60周年の記念式典のための問題は一時凍結された。その後、TRTに有利な早期の投票日を決定したことなどを理由に、選挙委員会の責任追求が行われ、選挙委員の更迭や再選挙に向けた裁判官出身者を中心とする新たな選挙委員会の人選が進められていた。クーデタは、この選挙委員会の人選が終わり、再選挙に向けた準備が進むなかで起きた。

2006年9月以降の政変については、軍政の復活自体が大きな問題であることは間違いない。しかし、さらに強調すべきことは、1997年憲法体制が、その政治危機を制度内で解決することができなかったことである。とくに1990年代の民主化期において政治改革を主導してきた知識層・活動家のなかにも、制度外でのタックシン首相おろしを強く支持した者が多かった。強い政治基盤を背景とするタックシン政権自体の政策運営にも問題はあったが、タックシン首相が非常に高い支持を誇っていた事実も無視することはできない。憲法の枠外の運動を許容した今回の政変は、タイ民主主義に大きな禍根を残したのである（玉田 [2006]）。

傷ついたタイの民主主義をどのように回復していくのか。それは、新たな憲法の制度設計にかかっている。以下ではクーデタ後に制定された2006年暫定憲法の特徴をみていく。はたして暫定憲法とはタイ憲法史においてどのような役割を果たしてきたのか（第1節）。2006年暫定憲法は従来の諸憲法と比べるとどのような特色を有しているのか（第2節）。新たな憲法の起草手続はどのようなものであるのか（第3節）。この3つの問いに答えつつ、新たな政治課題として浮上してきた第2の「政治改革」をみていく視座を考えてみたい³。

表 1 タイの憲法典

名 称	公 布
仏暦 2475 年サヤーム国臨時統治憲章{39}	1932 年 6 月 27 日
仏暦 2475 年サヤーム王国憲法{68}	1932 年 12 月 10 日
①仏暦 2482 年国名に関する改正憲法	1939 年 10 月 6 日
②仏暦 2483 年経過規定に関する改正憲法	1940 年 10 月 4 日
③仏暦 2485 年人民代表院議員選挙に関する改正憲法	1942 年 12 月 3 日
仏暦 2489 年タイ王国憲法{96}	1946 年 5 月 10 日
仏暦 2490 年タイ王国憲法（暫定版）{98}	1947 年 11 月 9 日
①仏暦 2490 年タイ王国憲法（暫定版）改正	1947 年 12 月 9 日
②仏暦 2491 年タイ王国憲法（暫定版）改正（第 2 号）	1948 年 2 月 3 日
③仏暦 2491 年タイ王国憲法（暫定版）改正（第 3 号）	1948 年 8 月 24 日
仏暦 2492 年タイ王国憲法{188}	1949 年 3 月 23 日
タイ王国憲法施行勅命布告	1951 年 12 月 6 日
仏暦 2495 年改正仏暦 2475 年タイ王国憲法{123}	1952 年 3 月 8 日
タイ王国憲法施行に関する布告	1957 年 9 月 18 日
仏暦 2502 年タイ王国統治憲章{20}	1959 年 1 月 28 日
仏暦 2511 年タイ王国憲法{183}	1968 年 6 月 20 日
仏暦 2515 年タイ王国統治憲章{23}	1972 年 12 月 15 日
仏暦 2517 年タイ王国憲法{238}	1974 年 10 月 7 日
仏暦 2518 年タイ王国憲法改正	1975 年 1 月 23 日
仏暦 2519 年タイ王国憲法{29}	1976 年 12 月 22 日
仏暦 2520 年王国統治憲章{32}	1977 年 11 月 9 日
仏暦 2521 年タイ王国憲法{206}	1978 年 12 月 22 日
①仏暦 2528 年タイ王国憲法改正	1985 年 8 月 14 日
②仏暦 2532 年タイ王国憲法改正（第 2 号）	1989 年 8 月 30 日
仏暦 2534 年王国統治憲章{33}	1991 年 3 月 1 日
仏暦 2534 年タイ王国憲法{223}	1991 年 12 月 9 日
①仏暦 2535 年タイ王国憲法改正	1992 年 6 月 30 日
②仏暦 2535 年タイ王国憲法改正（第 2 号）	1992 年 6 月 30 日
③仏暦 2535 年タイ王国憲法改正（第 3 号）	1992 年 6 月 30 日
④仏暦 2535 年タイ王国憲法改正（第 4 号）	1992 年 9 月 12 日
⑤仏暦 2538 年タイ王国憲法改正（第 5 号）	1995 年 2 月 10 日
⑥仏暦 2538 年タイ王国憲法改正（第 6 号）	1996 年 10 月 22 日
仏暦 2540 年タイ王国憲法{336}	1997 年 10 月 11 日
仏暦 2549 年（暫定）タイ王国憲法{39}	2006 年 10 月 1 日

（出所）筆者作成。

（注）{} 内は条文数。仏暦は西暦+543。

第1節 暫定憲法とは何か？

そもそも暫定憲法とは何であろうか。暫定憲法は、タイの憲法史においてどのような意味を持っていたのであろうか。

かつてクーデタによる政権交代が多かったタイにおいては、クーデタによって憲法がしばしば廃止された。クーデタによって廃止された憲法に代わる新たな本格的な憲法の制定までの間の暫定的な統治の枠組みを定めるのが暫定憲法である。これに対して暫定憲法の下で制定されるべき完備された憲法を恒久憲法と呼んできた。

表1は、タイにおいて制定された憲法とその改正を一覧にしたものである。クーデタによって憲法が何度も廃止と暫定憲法、恒久憲法の制定が繰り返されたため、これまでに制定された憲法典の数が非常に多い。

暫定憲法と恒久憲法とは一般に次のような違いがある（赤木 [1994]）。第1に、恒久憲法では必ず「憲法」(*ratthathammanun*) という名称が用いられるのに対して、暫定憲法では「統治憲章」(*thammanun kanpokkhrong*) が使われるものが多い。第2に、暫定憲法は恒久憲法と比べて条文数が著しく少ない。第3に、統治構造の特色として、暫定憲法においては官選の一院制議会がおかれる。この一院制議会は、立法議会としての役割のほか、憲法制定議会としての権能を与えられることが通例である。他方、恒久憲法においては、1946年憲法以降、下院と上院によって構成される二院制の国会がおかれる。下院は1932年憲法下で官選議員がおかれた時期を除くと、すべて公選による。これに対して、上院は長らく官選とされ、軍、警察、その他の官僚がそれに任命されることも多かった。上院の公選制はようやく1997年憲法によって実現し、2000年に最初の上院議員選挙が行われた。第4は、恒久憲法には人権条項が含まれたが、暫定憲法には人権条項が存在しなかった。このほかに暫定憲法に特徴的な条項がみられるが、それらについては後述する。

クーデタ直後の無憲法期には、クーデタを行ったグループ（たとえば、改

革団布告)の発する布告が法律としての効力を認められた。暫定憲法が制定されると、官選ながらも議会が設置される。軍の権威がもっとも強かった時期に制定された1959年統治憲章は20条しかなかった。タイ社会に相応しい憲法を制定するというスローガンのもとに憲法起草作業は引き延ばされ、恒久憲法の公布が実現するのは1968年のことであった。この間、わずか20カ条の短い暫定憲法のもとで10年近く統治が行われた⁴。暫定憲法は、軍人・官僚による統治を正当化するための仕組みとしても重要な意味を持っていた。(赤木 [1994])。

他方、1970年代の民主化運動などを契機として軍の政治支配が後退してくるにつれて、クーデタ直後の無憲法期や暫定憲法にもとづく統治の期間は短くなる傾向にある。1959年統治憲章公布から1968年憲法公布までは9年5ヶ月であったが、1972年統治憲章公布から1974年憲法公布までは1年10ヶ月、1977年統治憲章公布から1978年憲法公布までは1年1ヶ月、1991年統治憲章から1991年憲法までは9ヶ月であった。

クーデタと憲法との伝統的な関係について理論的な説明を与えるものとして、村嶋 [1987] がある。同論文は、クーデタによる憲法の廃止(無憲法期)→暫定憲法の制定→恒久憲法制定と総選挙の実施を通じた憲法体制の復活、というタイ政治の周期的転換について、クーデタ・グループがその口実として提起する民主主義の発展、防衛といった言説に着目する。軍が正当性原理としての民主主義を否定することができず、自己の統治を民主主義によってしか正当化できないことにあると論じた。2006年9月クーデタもその正当化理由として、政府の非効率性や腐敗、民族内での対立の激化による社会的危機を理由としてあげている。

第2節 2006年暫定憲法の統治構造

1. 総説

まず、その名称から着目してみよう。2006年暫定憲法は、従来の暫定憲法

の多くで用いられてきた「統治憲章」ではなく、「(暫定) タイ王国憲法」を用いている。同様に、「統治憲章」の語を用いないものとして、1976年タイ王国憲法がある。この憲法は条文が29カ条しかないまさに暫定憲法であったが、通常の憲法と同様の「タイ王国憲法」という名称が用いられた。その理由は、70年代の民主化運動以降、軍の権威は弱まっており、クーデタに対する反発を和らげることが必要であったためであると説明されてきた。同様の配慮は、2006年暫定憲法の名称についても働いたのであろう。

2006年暫定憲法の条文数は39カ条である。著しく条文数が少ないことは従来の暫定憲法と共通している。新しい規定が盛り込まれたため、条文数は若干増えている。

暫定憲法は、新たな恒久憲法の起草手続を定めるとともに、それまでの暫定的な統治の枠組みを定めることを目的とする。暫定憲法上の主要な機関としては、国王、枢密院、内閣、国家立法議会、裁判所、憲法裁判委員会がある。また、憲法起草に関わる機関として国民会議、憲法起草議会、憲法起草委員会が設置された。さらに、1997年憲法にもとづいて設置されたいくつかの独立機関については、憲法起草手続のなかで言及がある(後述)。

従来の暫定憲法と同様に、2006年暫定憲法においてもクーデタ・グループによる権限が広く残された。2006年9月クーデタを行った「国王を元首とする民主体制統治改革団」は、暫定憲法上の「国家安全保障評議会」(以下、評議会)として、特別の地位を維持した。

憲法上の諸機関の任命は国王によって行われるが、その任命する勅命に副署する者が実質的な決定権を有している場合が多い。暫定憲法上、評議会議長が勅命の副署者となる場合として、国家立法議会議員および(議会の議決にもとづく)正副議長の任命(7条③)、首相の任命・解任(14条③)、憲法起草議会の正副議長の任命(19条③)、国民会議議員の任命(20条②)、憲法起草議員の任命(23条③)がある。また、評議会の権限と明記されるものとして、憲法起草議員の選出議会の任命にあたって、国民会議が選出した候補者200名から憲法起草議員100名の選出は評議会の権限とされる(23条

②)。憲法起草委員会 35 人のうち 10 人は評議会の助言にもとづき選出される (25 条)。

評議会は、適切であるときは、評議会議長または首相は、公序および国家安全保障に関わる問題について審議・解決するため、評議会と内閣との合同会議の開催を求めることができ、また他の案件につき適宜協議することができる (34 条⑤)。また、後述する憲法起草が不成立に終わった場合、内閣と評議会との合同会議によって、過去の憲法を修正した憲法を制定するとされる (32 条)。経過措置として、内閣が成立するまでの間、評議会が首相および内閣の権限を行使すること (38 条) が定められている。いずれも従来の暫定憲法に同様の規定がある。

また、クーデタ時や暫定憲法が制定されるまでにクーデタグループなどによって行われた行為や発せられた布告・命令について、一般的に免責または適法化する規定が盛り込まれている点も従来の暫定憲法と同様である (36 条、37 条)。

なお、従来の暫定憲法では、首相に包括的な権限を与える規定が存在した。この規定の原型である 1959 年統治憲章第 17 条⁵を根拠として、当時のサリット首相が裁判によらず処罰を行うなどの措置を行った。この条項はその後の暫定憲法にも盛り込まれてきた。2006 年暫定憲法がこの条項をおいていないことは軍政に対する批判を回避する意図があったのかもしれない。

2. 議会・内閣

立法機関としては、従来の暫定憲法と同様に、官選の一院制議会として国家立法議会が設置された。国家立法議会は、出生によるタイ国籍を有し、かつ満 35 歳以上の者から国王が任命する 250 人以下の議員によって構成される (5 条)。選任にあたって、「公的部門、民間部門、社会部門及び学術部門の諸グループ、並びに諸地域」(5 条③)を考慮すべきことが定められているが、これは従来の憲法にはない規定である。議員任命の勅令には国家立法評議会議長が副署する (国家立法議会は、「下院、上院及び国会」の職務を行うとき

れる（5条②）。定足数は半数以上とされる（9条）。政治職への就任を禁止する法律がある場合には、かかる法律は国家立法議員への就任に適用しない（5条④）。なお、1997年憲法で採用された国会と内閣の分離は、2006年暫定憲法においても踏襲されている。首相・大臣は、国家立法議員、憲法制定議員を兼職することができないとされ（14条④）、議員が大臣に就任したときは議員たる地位は終了する（6条(4)）。また、議会はその議決にもとづき議員たる地位の名誉を害する行為などを理由として議員を罷免することができる（3分の2以上の特別多数決を要する）（8条）。

3. 裁判制度・違憲審査・憲法解釈

1997年憲法は、既存の司法裁判所に加えて、憲法裁判所と行政裁判所を創設した。憲法裁判所はクーデタ時に1997年憲法とともに廃止されたが、行政裁判所と司法裁判所はクーデタ後の布告によって引き続き裁判権を行うことが定められた。また、2006年暫定憲法には裁判権や裁判官の独立に関する短い条文がおかれている（2条、18条）。

他方、違憲審査制については若干状況は複雑である。2006年暫定憲法は、1997年憲法の憲法裁判所を採用する代わりに、憲法裁判委員会（*khana tulakan ratthathammanun*: 英文名称は Constitutional Tribunal）を設置した。憲法裁判委員会は、1947年から1991年の恒久憲法で定められていた制度である。憲法裁判委員会の構成や権限は、憲法によって異なるが、おおむね最高裁長官、検事総長、国会議長などの職務上の委員と有識者などから選任されていた。ただし、1997年までの約50年間で扱った事件は13件にとどまるなど、その活動はあまり積極的なものではなかった。職務上の委員中心の人的構成や、任期が下院とリンクされ、総選挙や下院解散によって委員の任期が終了したため、継続性に問題があると考えられた（今泉[2003b]）。1997年憲法はこれらの問題を是正するため、常任の裁判官15人で構成される憲法裁判所へと変更した。憲法裁判所は1998年の活動開始から2006年クーデタで廃止されるまでに310件の裁定を行うなどきわめて高いパフォーマンス

ンスを示した。しかしながら、他方、いくつかの政治的な重要な事件において、憲法裁判所の判決は論争のあるものであった。たとえば、タックシン首相に対する国家汚職防止取締委員会がタックシン首相の資産公開義務違反を申し立てた事件について、2001年8月の無罪判決は、現役首相の罷免となる判断を回避した政治判断であったとする批判や、買収されたのだとする批判を招いた（大友 [2003]）。他方、2006年2月の判決は、前述のシン・コーポレート社の株式売却引を理由に首相の資格喪失を上院議員が申し立てたのに対して、それを却下したものである。これら判決は、憲法裁判所がタックシンよりであるとの批判を受ける原因となっている。いくつかの政治的に重要な事件において、憲法裁判所が示した判断は当時のタックシン政権に有利なものであるとして批判を受けることとなった。他方、憲法裁判所の裁判官は、職業裁判官だけでなく、法学・政治学の有識者8人が加わるが、とりわけタックシン政権期には、有識者のなかに行政官僚出身者が増える傾向が強まっていた。憲法裁判所の制度設計を考える場合に、この点は大きな問題点となり得ると考えられる。

2006年暫定憲法は憲法裁判所に代わって、憲法裁判委員会をおいたが、その人的構成はかなり異なっている。新たな憲法裁判委員会は、①最高裁判所長官（委員長）、②最高行政裁判所長官（副委員長）、③最高裁判所裁判官5人、④最高行政裁判所裁判官2人によって構成される。この委員会は、法律で憲法裁判所の権限とされる事項（特に政党法上の事件がある）、法律の合憲性について判断する権限を有している。

このような憲法裁判委員会の新たな制度設計が、暫定憲法下の過渡的なものであるのか、新たな憲法草案論議における違憲審査制の新たな方向を示すものであるのか、注目しておく必要がある。

なお、従来の暫定憲法においては憲法裁判委員会は設置されていなかった。これまでの暫定憲法は、憲法裁判委員会は設置せず、その代わりに議会内または内閣が付託する事項について議会に憲法解釈の権限を認める規定おのが通例であった。これは、1978年憲法までは憲法裁判委員会とともに、議会

にも一定範囲の憲法解釈権が認められていたことに対応する。なお、1991年の憲法においては憲法裁判委員会に憲法解釈が一元化され、議会の憲法解釈権に関する規定がなくなった（今泉 [2003b]）。

2006年クーデタが、はじめて名指しで憲法裁判所を廃止したのは、従来の憲法と異なり、憲法裁判所裁判官の任期が下院とは独立とされたため、法的な最終的な判断を示す権限を有する憲法裁判所は除外する必要があったことによる。ただし、憲法裁判所がタクシン政権寄りとの批判もあったことから、憲法裁判所がタクシン支持にまわる懸念があった可能性はあるだろう。

憲法解釈に関して、注意すべき概念として、「統治慣習」がある。2006年9月クーデタによって廃止された1997年憲法は、経過規定を含めて336カ条からなるとても長い憲法であった。暫定憲法は39カ条からなるきわめて短いものである。そのため、そこには多くの「欠缺」が生じることになる。この問題には、すでに1959年統治憲章第20条において、「ある場合に適用すべき統治憲章の規定がないときは、民主体制におけるタイ統治慣習に従って、かかる場合を裁定する」と定め、統治慣習なるものでその欠缺を埋めるべきことが定められていた。その後の暫定憲法においても同様の規定が盛り込まれてきた。2006年暫定憲法第38条もまた「ある場合に適用すべき規定がこの憲法にないときは、かかる場合は国王を元首とする民主統治体制におけるタイ国統治慣習によって裁定する」と定めている。しかし、実際に何が「統治慣習」を構成するかについては自明ではない。なお、1997年憲法にも統治慣習の規定が導入され、政変の打開に適用すべきとの主張をする論者もあった。

4. 人権規定

2006年暫定憲法では、従来の暫定憲法ではまったく存在しなかった人権条項がおかれた。国王を元首とする民主的統治体制におけるタイ国の統治慣習に従い、およびタイ国がすでに有する国際規約によって、タイ人民が保護を受けたことのある人間としての尊厳、権利自由および平等はすべて、この憲

法に従って保護を受ける、とされる(3条)。しかし、この規定を除くと、1997年憲法にあったような詳細な人権カタログは含まれていない。

第3節 新憲法の起草手続

1. 従来の憲法起草手続

最後に、暫定憲法にもとづく新憲法の起草手続について、その特徴を見よう。まず、従来の憲法における憲法の起草または改正手続について概観してみよう。

憲法起草または改正に関する手続についても、恒久憲法と暫定憲法に分けて考えることが必要である。一般にタイの憲法は、憲法改正について通常法律より厳しい要件を課しているという意味において、硬性憲法に分類することができる。ただし、これまでに制定された恒久憲法の多くが、クーデタ後の暫定憲法の下で制定されたものである。唯一、憲法改正条項にもとづいて新たに制定された憲法は、1997年憲法である。その起草は、1991年憲法の1996年改正によって創設された憲法起草議会によって行われた。憲法起草議会が国会とは独立とされたことは、1990年代の政治改革が1997年憲法として結実するための重要な突破口となった(今泉[2003a])。

他方、暫定憲法のもっとも重要な機能は、恒久憲法の起草手続きを定めることにある。一院制議会が憲法起草機関となること、草案を作るため憲法起草委員会がおかれること、憲法起草機関においては第三読会まで行われること、などが規定されるのが通例であった。次にみるように、2006年暫定憲法の起草手続は、従来の暫定憲法にもとづく起草手続とはいくつかの点で異なっている。

2. 2006年暫定憲法の憲法起草手続

2006年暫定憲法にもとづき、新憲法の起草を目的として、「国民会議」、「憲

法起草議会」、「憲法起草委員会」の3つの機関が設置される。まず各機関の概要を見てみよう。

第1に、国民会議は、憲法起草議会のいわば選出母体となる機関である。タイ国籍を有する18歳以上の者から選出される2000人以下の議員で構成される(20条①)。国民会議議員の選任においても公的部門、民間部門、社会部門、学術部門の諸グループ、地域を考慮ことが要請される(20条②)。また、政治職との兼職禁止規定が適用除外される(20条③)。国王によって任命され、副署は安全保障評議会議長によって行われる(20条②)。

第2に、憲法起草議会は100人の議員で構成される。国民会議議員の互選により作成される候補者名簿200人のなかから国家安全保障評議会が100人を選出し、国王によって任命される(22条、23条)。

第3に、憲法起草委員会は、憲法起草議会によって選出される者25人と国家安全保障評議会の助言にもとづき選出される10人の合計35人によって構成される。いずれも憲法起草議会議員または議員ではない有識者から選ばれる(25条)。

次に起草手続の流れは次の通りである。

(1) 憲法起草委員会における草案の作成。新たな憲法草案が1997年憲法といかなる事項について異なるかの説明と改正理由を作成しなければならない(26条)。

(2) 憲法草案と改正理由は、審査および意見聴取のため、憲法起草議会および次の機関等に送付される(26条)。①国家安全保障評議会、②国家立法議会、③内閣、④最高裁判所、⑤最高行政裁判所、⑥選挙委員会、⑦国家汚職防止摘発委員会、⑧国家会計検査人、⑨国会オンブズマン、⑩国家人権委員会、⑪国家経済社会諮問会議、⑫大学等の高等教育機関。また、委員会は、憲法草案と説明文書を人民一般に周知し、人民からの意見聴取を行う(26条②)。

(3) 憲法起草議員は、現有の議員総数の10分の1以上の保証署名とともに、修正提案およびその理由を提出することができる(27条)。提案を提

出した議員または他の議員の提案に保証を与えた議員は、さらに提案を提出し、または他の議員の提案を保証することができない（27条②）。

（4）草案送付から30日が経過したときは、憲法起草委員会は、受理した意見および提案を審査し、修正するか否かをその理由とともに公表する。憲法草案を憲法起草議会に送付する（28条）。

（5）憲法起草議会の審議は、憲法草案の全部について、議員による意見書を提出した条項または憲法起草委員会が提案した条項について、承認するか否かを審議することしかできない。第27条にもとづく修正提案以外はすることができない。ただし、憲法起草委員会が承認した場合、または憲法起草議員が5分の3以上で修正を承認する場合を除く（28条②）。

（6）憲法起草議会は、最初に会議開催日から起算して180日以内に草案の作成・審査を完了しなければならない（29条）。

（7）憲法草案作成が完了したときは、人民に周知し、憲法草案全部を承認するか、または承認しないかにつき国民投票を行う（29条②）。国民投票は、全国で同一の日に行わなければならない（29条③）。

（8）国民投票においては、投票者の過半数が新憲法草案の公布を承認したときは、国家立法議会議長は憲法草案を国王に上奏する。国王が署名したときは、官報に公布し施行する（31条）。

（9）上記の手續に従った憲法制定ができなかった場合（180日以内に憲法起草議会が憲法草案作成を完了しなかったとき。憲法起草議会が委員会の作成した憲法草案を承認しなかったとき。国民投票において新憲法草案の公布が承認されなかったとき）は、憲法起草議会は終了する。不承認の国民投票の日から起算して30日以内に国家安全保障評議会は、内閣と合同して会議を行い、施行されたことのあるタイ王国憲法を審査し、修正を行い、国王に上奏する。国王が署名したときは憲法として布告する（32条）。憲法公布は首相が勅命の副署者となる（32条②）。

2006年暫定憲法にもとづく憲法起草手續の特徴を整理すると、次のように

なる。第1に、立法機関である国家立法議会とは別に、憲法起草議会を設置したことである。これは1997年憲法制定時において、国会とは別に設置された憲法起草議会が設置されたと類似している。97年憲法制定時においては、少なくとも下院は民選議員であり、利害関係ある政治家ではない者が憲法を起草を行った点は大胆な改革に有利に働いたと考えられる。しかしながら、国家立法議会自体が官選である暫定憲法下において、このような分離を行うことの意味がどれだけ大きいのか明らかではない。もう一つ留意すべきは、憲法起草議会の選出母体として国民会議なる機関を創設した点である。公的部門、民間部門、社会部門、学術部門と地域性を考慮することを宣明している。国民のあらゆるセクターが代表されることによって憲法起草手続に正当性を与える配慮がなされているのであろう。しかし、現実に憲法起草議会にどのような者で選出されたかはあらためて検討が必要であろう。

第2に、憲法起草の中心的役割は憲法起草委員会にあり、憲法起草議会は限定的な点である。これは、従来の憲法と大きく異なる点である。従来の暫定憲法や97年憲法起草手続においては憲法起草議会は第三読会まで実質的な討議が可能となっていた。これに対して、2006年暫定憲法では、修正提案を行うことが認められているものの制約は大きく、また、最終草案については原則としてその承認を行うか否かのみ権限を与えられているにすぎない。

第3に、新たな憲法草案の内容について、1997年憲法がガイドラインとして採用されている点である。1997年憲法と異なる内容を採択することは可能であるが、その際には異なる理由を説明することが求められている。

結びに代えて

本稿では、2006年9月クーデタ後に制定された2006年暫定憲法の統治構造と新憲法の起草手続の特徴を検討した。

一連の政変について、傷ついたタイの民主主義政治をどのように回復して

いくのか、新憲法の制度設計が大きな鍵となる。起草手続については、1997年憲法の制度設計を基準としながら、その問題点を修正していく方向が示唆されている。民主化が課題とされた1990年代と比べて、制度改革の課題は複雑化している。1997年憲法は多くの問題点を抱えていたが、その多くの要素はなお有効性を失っていないであろう。新憲法における制度設計が1997年憲法を出発点とせざるを得ない点もそこにあるだろう。

一連の政変の背景にある反タックシン運動は、強すぎる政府を生み出した1997年憲法体制の欠陥を主張し、「第2の政治改革」を唱えていた。とくに、タックシン政権の強大化に直接関係あると思われる選挙制度や政党に対する規制は見直しが不可避であろう。また、1997年憲法における経済・社会政策に関する規定にはやはり理想的すぎた部分やあまりに柔軟性を欠いた規定があった点は否めない。今後の憲法起草過程においてその見直しは避けられないだろう。

他方、1997年憲法の特徴であった裁判所や憲法上の独立機関による政治・行政の監視メカニズムは、新たな憲法でも存続すると考えられる。改革団によるクーデタ直後の布告によって制度変更やメンバーの刷新が行われたが、それらの機関が果たそうとした機能自体は重視されているからである。憲法起草委員会が提出した草案について、これら独立機関に対しても意見表明の機会が与えられている。ただし、憲法裁判所については、タックシン期に批判が強かったこともあり、とりわけ人的構成については大きな見直しが不可避である。暫定憲法における憲法裁判委員会が職業裁判官中心で構成されたことは、一つのモデルを提供するだろう。

名誉回復を遂げた軍が新たな制度設計にどれだけ関与しようとするのかも注意が必要である。特に草案作成においては、35人からなる憲法起草委員会の役割が非常に高い。少人数による起草は諸制度の整合性を図る上で有益な面もあるが、起草過程の透明性が確保されないのであれば、改革が大きく後退してしまう可能性があるだろう。

〔注〕 _____

¹ 1991年のクーデタの際には、当時のチャーチャイ政権に対してこの言葉が用いられた。末廣 [1993]。

² マレー系イスラーム教徒が多数居住し、かつて分離独立運動がさかんであった南部国境地帯では2004年頃からイスラーム教徒の武力事件が頻発し、すでに1000人以上が死亡した。かつての分離主義グループのほか、新たな世代の活動家の存在が指摘されているが、その政治主張は明らかでないまま、テロによる死者が増える状況が続いている。そのターゲットも警察官、役人、教師などから、一般住民への無差別の攻撃へと変化している。さらに、武装グループをモスク内で殺害したクラセー・モスク事件や、住民の逮捕に抗議して逮捕されたイスラーム教徒住民が車内で多数死亡したタクバイ事件、さらにはイスラーム教徒側の弁護士が警察官に拉致され行方不明となった事件などが起きた。2006年9月クーデタによるタクシンの退陣は南タイ問題の打開につながると主張されたが、なお問題はまだ解決は見えてこない。たとえば、橋本 [2006] 参照。

³ 反タクシン運動からクーデタ、さらにはクーデタ後の暫定政権に至る政治過程については、玉田 [2006]、玉田・船津 [2007]、東 [2006] を参照。

⁴ 条文数の著しく短い暫定憲法の利用は、1959年統治憲章が最初である。1947年クーデタの際に制定された暫定憲法は、当時の恒久憲法とあまり条文数は変わらなかった。

⁵ 1959年統治憲章第17条第1項は、「この憲法の施行中において、首相は、国内で生じ又は国外から起因する王国若しくは王位の安全を蝕む行為、又は平穏を蝕み、脅かす差し迫った行為を停止し又は摘発するために相当と認めるときは、首相は内閣の決議により、何らかの命令を発し又は行為する権限を有し、かかる命令又は行為は適法な命令又は行為とみなす」と定める。この首相権限のサリット首相時代の機能について、末廣 [1993] も参照。

参考文献

- 赤木攻 [1994]『タイ政治ガイドブック』(Bangkok: Meechai and ARS Legal Consultants)
- 今泉慎也 [2003a]「タイの政治改革と 1997 年憲法」(作本・今泉編 [2003] 所収、第 2 章) 41-68 ページ。
- _____ [2003b]「タイの憲法裁判制度の展開と現状」(作本・今泉編[2003] 所収、第 7 章) 203-241 ページ。
- 大友有 [2003]「タイにおける汚職と不正」(作本・今泉編 [2003]所収、第 5 章) 129-165 ページ。
- 作本直行・今泉慎也編 [2003]『アジア諸国の民主化過程と法——フィリピン、タイ、インドネシアの比較』アジア経済研究所。
- 末廣昭 [1993]『タイ 開発と民主主義』岩波書店。
- 玉田芳史 [2003]『民主化の虚像と実像——タイ現代政治変動のメカニズム』京都大学学術出版会。
- _____ [2006]「幻のタイ 2006 年 4 月総選挙——民主主義を揺るがす狂躁」(『アジ研ワールド・トレンド』6 月号) 28-31 ページ。
- 玉田芳史・船津鶴代 [2007]「クーデタとスラユット政権——岐路に立つタイの民主主義」(『アジ研ワールド・トレンド』2 月号) 48-56 ページ。
- 東茂樹 [2006]「タイ軍事クーデタの背景と民主化の展望」(『アジ研ワールド・トレンド』12 月号) 36-39 ページ。
- 橋本卓 [2006]「南部タイにおけるムスリム分離運動の背景」(『同志社法学』第 58 巻第 4 号) 27-60 ページ。
- 村嶋英治 [1987]「タイにおける政治の周期的転換」(萩原宣之・村嶋英治編『ASEAN 諸国の政治体制』アジア経済研究所) 135-190 ページ。

仏暦 2549 年（暫定）タイ王国憲法

2006 年 10 月 1 日公布

（前文省略）

第 1 条 タイ国は、単一の王国であり、分かつことができない。

② 国王は元首であり、タイ国軍総帥の職にある。

③ 国王は尊敬を受ける地位にあり、何人も侵すことはできず、並びにいかなる方法によっても責任を問い又は訴えることができない。

第 2 条 主権はタイ国民のものであり、元首たる国王は、国家立法議会、内閣及び裁判所を通じて、この憲法の規定に従ってこれを行行使する。

第 3 条 この憲法の規定の適用を条件として、国王を元首とする民主的統治体制におけるタイ国の統治慣習に従い、及びタイ国がすでに有する国際規約によって、タイ人民が保護を受けたことのある人間としての尊厳、権利自由、及び平等はすべて、この憲法に従って保護を受けるものとする。

第 4 条 国王は、枢密院を構成する枢密院議長 1 人及び 18 人を超えない他の枢密院顧問官を選出し及び任命する。

② 国家立法議会議長は、枢密院議長を任命する勅命の副署者となり、及び枢密院議長は他の枢密院顧問官を任命する勅命の副署者となる。

第 5 条 出生によるタイ国籍を有し、かつ満 35 歳以上の者から国王が任命する 250 人以下の数の議員によって構成される国家立法議会をおく。

② 国家立法議会は、下院、上院及び国会の職務を行う。

③ 国家立法議員に任命するための人の選考は、公的部門、民間部門、社会部門及び学術部門の諸グループ、並びに諸地域からの人を適切に考慮するものとする。

④ 政治職への就任を禁止する法律がある場合には、かかる法律は国家立法議員の受任に適用しない。

第 6 条 国家立法議員たる地位は、次に掲げるときに終了する。

(1) 死亡

(2) 辞任

(3) 第 5 条に定める資格要件を欠くとき。

(4) 大臣職に就任したとき。

(5) 第 8 条の規定により国家立法議会が議員資格を終了させる決議をしたとき。

第 7 条 国王は、国家立法議会の決議に従い、国家立法議員を 1 人の議

長及び1人又は複数の副議長に任命する。

②第6条の規定は、国家立法議会の議長及び副議長の退任に準用する。

③国家安全保障評議会議長は、国家立法議員の任命、並びに国家立法議会議長及び副議長の任命を行う勅命の副署者となる。

第8条 いずれかの国家立法議員が、国家立法議員であることの名譽を害する行為を行い、又は国家立法議員の職務遂行に反する行状を有するときは、20人を下回らない数の国家立法議員は、かかる者に議員資格を終了させるため、国家立法議会議長に連名で申立てを行う権利を有する。

②前項の規定による議員資格を終了させる国家立法議会の決議は、裁決日における現有議員総数の3分の2以上の投票がなければならない。

第9条 国家立法議会の会議は議員総数の半数以上の議員が出席しなければならず、もってこれを定足数とする。

②国家立法議会は、権限職務の実施のため、議長、副議長及び委員の選出及び職務実施、会議手続、法律案の提出及び審議、動議提出、討議、質問書提出、規律及び秩序維持、並びに他の事務に関して、規則を制定する権限を有する。

第10条 国王は、国家立法議会の助言及び同意にもとづき、法律を制定する。

②第30条第1項の規定の適用を条件として、法律案の提出は、25人以上の国家立法議員又は内閣によってのみ行うことができる。但し、金銭法案は内閣によってのみ提出することができる。

③前項の規定による金銭法案とは、次に掲げる内容、すなわち、租税の創設、廃止、減免、変更、改正、猶予若しくは賦課、又は財政資金の調達、受領、維持、支払、移転若しくは負担引受、歳入削減、借入、保証、又は借入金利用につき、その全部又はいずれかに関する法律案、又は通貨に関する法律案をいう。

④国家立法議員を提出者とする法律案が金銭法案にあたるかどうか疑義が生じた場合には、その裁定は国家立法議会議長の権限とする。

第11条 国家立法議会の会議においては、すべての議員は大臣に対して職務内の事務に関する案件につき質問する権利を有する。但し、大臣は当該案件が国の安全又は重要利益に関するゆえにまだ公開すべきでないことを認めるとき、又は規則により禁止される質問であると認めるときは、回答しない権利を有するものとする。

②重要な問題がある場合には、100人以上の数の国家立法議員は内閣に事実を質問するため一般討議を開くことを求める動議を連名で提出することができる。但し、信認又は不信任を決議することができない。

第 12 条 内閣が国家立法議員の意見を聞くのが相当であると認める国政に関する重要問題がある場合には、首相は国家立法議会議長に対して通告を行い、国家立法議会の会議において一般討議を開くことを求めることができる。この場合において、国家立法議会は討議される問題につき決議することができない。

第 13 条 国家立法議会の会議においては、事実陳述又は意見表明のため発言し、又は投票するいかなる者も、絶対的な特権とし、いかなる方法においてもかかる者を訴えを提起する理由とすることができない。

②前項の規定に定める特権は、議会の委員、国家立法議会又は内閣の命令によって会議報告の印刷及び広報を行う者、国家立法議会の会議において会議の議長の許可を得て事実を陳述し、又は意見を表明した者、並びに国家立法議会議長の許可を得てラジオ放送若しくはテレビ放送によって国家立法議会の会議を伝達した者に保護は及ぶ。但し、ラジオ放送又はテレビ放送による伝達のあった会議において発言した国家立法議員で、会議における発言が国家立法議会の範囲外であることが明らかであり、及び当該発言が大臣又は国家立法議員ではない他の者に対する犯罪又は民事不法行為たる性質を有するものは保護されない。

③国家立法議員が拘束され、又は勾留された場合においては、国家立法議会議長が請求したときのみ釈放を命じ、又は刑事事件において訴追された場合においては、国家立法議会議長が審理の停止を請求する場合を除いて、裁判所は事件の審理を続けることができる。

第 14 条 国王は、国政を行う職務を有する内閣を構成する 1 人の首相及び首相の助言にもとづく 35 人以下の他の大臣を任命する。

②国王は、国家安全保障評議会議長の助言に基づき、首相を解任し、及び首相の助言に基づき大臣を解任する大権を有する。

③首相の任命及び解任は、国家安全保障評議会議長が勅命の副署者となる。

④首相及び大臣は、同時に国家立法議員、憲法起草議員、又は憲法起草委員となることができない。

⑤首相及び大臣は、国家立法議会の会議に出席し、意見を陳述する権利を有する。但し、議決権を有しない。

第 15 条 王国の安全保障、国の安全、国の経済安定を維持し、又は公の災難を回避するために有益である場合において、又は迅速かつ秘密に審議する必要のある租税若しくは通貨に関する法律を定めるべき必要事由があるときは、国王は緊急勅令を制定し、法律と同様に適用する大権を有する。

②緊急勅令を公布したときは、内閣は緊急勅令を国家立法議会に遅滞なく提出する。国家立法議会が承認したときは、当該緊急勅令は法律として

効力を持ち続ける。国家立法議会在承認しないときは、当該緊急勅令は無効とする。但し、これは、当該緊急勅令を施行する期間に行われた事項に影響しない。但し、当該緊急勅令が何らかの法律の規定を改正し、又は廃止する効果を有する場合には、改正又は廃止前の法律の規定は、当該緊急勅令の不承認が効力を生ずる日から効力を有する。

③緊急勅令の承認又は不承認は、官報に公布する。不承認の場合には、官報に公布した日から効力を生ずる。

第 16 条 国王は、法律に反することなく、勅令を制定する大権を有する。

第 17 条 国政に関する法律、御親書、及び勅命は、首相又は大臣を副署者としなければならない。但し、この憲法に別段の定めがある場合を除く。

第 18 条 裁判官は、国王の名において訴訟の審理及び裁判につき独立とし、法律及びこの憲法に従って公平に進めるものとする。

第 19 条 憲法草案を作成するため、この憲法に定める手続に従って任命される議員 100 人によって構成される憲法起草議会をおく。

②国王は、憲法起草議会の決議に従い、憲法起草議員を 1 人の憲法起草議会議長及び 2 人以上の憲法起草議会副議長に任命する。

③国家安全保障評議会議長は、憲法起草議会議長及び副議長を任命する勅命の副署者となる。

④憲法起草議員は、憲法起草議員として選出される日より前の 2 年以内において、政党の党员であり、若しくは党员であったことがあってはならず、又は政党の何らかの役職にあってはならない。また、同時に国家立法議員であってはならない。

⑤憲法起草議員、議会の委員、憲法起草議会又は委員会の命令による会議報告の印刷及び広報を行う者、憲法起草議会の会議において会議の議長の許可を得て事実陳述及び意見表明を行った者、並びに憲法起草議会議長の許可を得て憲法起草議会会議をラジオ放送又はテレビ放送によって伝達した者は、国家立法議員と同様に第 13 条の規定に定める特権及び保護を受ける。

⑥第 9 条第 1 項の規定は、憲法起草議会の定足数に準用し、及び国家立法議会の規則は憲法起草議会の会議に準用する。

第 20 条 出生によるタイ国籍を有する者で、18 歳以上の者から任命する 2000 人以下の議員で構成する国民会議をおく。

②国家安全保障評議会議長は、前項の国民会議議員を任命する勅命の副署者となる。

③第 5 条 3 項及び 4 項の規定は、国民会議議員の選考及び任命に準用する。

第 21 条 国民会議の会議においては、国家立法議会議長が国民会議議長の職務を行い、国家立法議会副議長は国民会議副議長の職務を行う。

②国民会議の会議及び憲法起草議員選出手続は、国民会議議長の職務を行う者が定めるところによる。

第 22 条 国民会議は、最初の国民会議の会議開始日から起算して 7 日以内に憲法起草議員に任命するのが適切である者 200 人の名簿を作成するため、互選によって議員を選出する職務を有し、憲法起草議員を選出したとき、又は定められた期間が満了しても定員を満たす選出ができないときは、国民会議は終了する。

②前項の規定による選出は、国民会議議員は各 3 人以下の氏名を選ぶ権利を有し、最も得票した者を順に 200 人に達するまで選ばれた者とする。いずれかの順位において票数が同じであり選ばれた者を 200 人を超えるものとする場合には抽選による。

第 23 条 国民会議から選出された者の名簿を受けとったときは、国家安全保障評議会は、当該名簿に従い、人選を行い 100 人を残し、及び憲法起草議員として任命するため、国王に上奏する。

②国民会議が、第 22 条 1 項に定める期限内に職務を完了することができない場合には、国家安全保障評議会は、国民会議議員 100 人を憲法起草議員に選出し、任命のため国王に上奏する。

③国家安全保障評議会議長は、憲法起草議員を任命する勅命の副署者とする。

④第 5 条 4 項の規定は、憲法起草議員及び第 25 条の委員の受任に準用する。

第 24 条 憲法起草議会がまだ職務をまだ完了していない期間内に、憲法起草議員が事由を問わず退任したときは、国家安全保障評議会議長は、場合に応じて、第 22 条の残り名簿から又は国民会議議員であった者から人選を行い、空席となった憲法起草議員として任命するため、国王に上奏する。これは、空席が生じた日から起算して 30 日以内とする。

②空席に代わる憲法起草議員の任命がまだ行われていない期間は、憲法起草議会は残っている議員によって構成される。

第 25 条 憲法草案作成においては、憲法起草議会は、議会の決議によって選出される憲法起草議員であるか又は議員ではない有識者 25 人、及び国家安全保障評議会議長の助言によって選出される憲法起草議員であるか又は議員ではない有識者 10 人によって構成される憲法起草委員会を

任命する。これは、勅令によって定める規則及び手続による。

第 26 条 憲法起草委員会が憲法草案作成を完了したときは、新たに作成された憲法草案が仏暦 2540 年タイ王国憲法といかなる事案について異なるかについての説明を改正理由とともに作成し、審査及び意見提出のため、憲法起草議会並びに次に掲げる機関及び者に送付する。

- (1) 国家安全保障評議会
- (2) 国家立法議会
- (3) 内閣
- (4) 最高裁判所
- (5) 最高行政裁判所
- (6) 選挙委員会
- (7) 国家汚職防止摘発委員会
- (8) 国家会計検査人
- (9) 国会オンブズマン
- (10) 国家人権委員会
- (11) 国家経済社会諮問会議
- (12) 高等教育機関

②憲法起草委員会は、憲法草案及び前項の規定による説明文書を人民一般に周知し、並びに人民からの意見聴取を奨励し及び実施する。

第 27 条 憲法起草議員が第 26 条の規定による憲法草案を受理したときにおいて、修正提案を行おうとするときは、現有の憲法起草議員数の 10 分の 1 以上の憲法起草議員の保証署名があるときのみ行うことができ、第 28 条の規定による憲法起草議会の会日より前に理由とともに提案書を提出しなければならない。

②提案書を提出した議員又は他の議員の提案書に保証を与えた議員は、さらに提案書を提出し、又は他の議員の提案書を保証することはできない。

第 28 条 第 26 条の規定による文書を送付した日から起算して 30 日が経過したときは、憲法起草委員会は、第 26 条の規定に基づき受理した意見、及び第 27 条の規定による提案書を審査し、修正するか又は修正しないかについての報告書をその理由とともに公表し、憲法草案を憲法起草議会にその審議のため送付する。

②前項の規定による憲法起草議会の審議は、憲法草案の全部及び第 27 条の規定に基づき議員が意見書を提出した条項又は憲法起草委員会が提案した条項について、承認するか又は承認しないかだけを審議するものとし、憲法起草議員は第 27 条に規定する以外の修正提案をすることができない。但し、憲法起草委員会が承認するか、又は 5 分の 3 以上の数の憲法起草議員が当該修正を承認するときを除く。

第 29 条 憲法起草議會は、憲法草案作成及び審査を第 28 条の規定により、憲法起草議會の最初の会議開始日から起算して 180 日以内に完了するものとする。

②憲法草案作成が完了したときは、人民に周知し、憲法草案全部を承認するか又は承認しないかにつき国民投票を行う。これは、憲法起草議會が布告で定める規則及び手続による。

③国民投票は、全国で同一日に行わなければならない。

第 30 条 第 29 条 1 項の規定による憲法草案作成が完了したときは、憲法起草委員会は選挙実施のために必要な限りの憲法付属法の起草を行い、国家立法議會に提出するため、憲法草案作成を完了した日から起算して 45 日以内に完了する。国家立法議會は憲法起草委員会から草案を受理した日から起算して 45 日以内に審査を完了しなければならない。

②利害関係を排除するため、憲法起草委員は、憲法起草委員を退任した日から起算して 2 年以内は下院議員に立候補し、又は上院議員に就任することを禁止する。

第 31 条 国民投票においては、有権者たる人民が、国民投票に投票した者の過半数で新憲法草案の公布を承認したときは、国家立法議會議長は憲法草案を国王に上奏し、並びに御署名したときは、官報に布告し及び施行することができる。

②第 30 条の規定に基づき、憲法公布が行われ、憲法起草議會が憲法付属法案作成を完了したとき、又は第 30 条に規定する期間が満了したときで、そのいずれか先に到来したときは、憲法起草議會は終了する。

第 32 条 第 29 条 1 項に定める期限内に憲法起草議會が憲法草案作成を完了しなかったとき、第 28 条 2 項の規定により憲法草案を承認しなかったとき、又は第 31 条の規定による国民投票において、国民投票に投票した者の過半数の人民が新憲法草案の公布を承認しないときは、憲法起草議會は終了し、並びに不承認の国民投票の日から起算して 30 日以内に国家安全保障評議會は、内閣と合同して会議を行い、施行されたことのあるタイ王国憲法を審査し、修正を行い、国王にその署名と憲法として布告するために上奏する。

②前項の規定による会議は、国家安全保障評議會議長が会議の議長の職務を行う。

③本条による憲法の公布は、首相が勅命の副署者となる。

第 33 条 国家立法議會及び憲法起草議會の議長及び副議長、国家安全保障評議會の在職者、国家立法議員、憲法起草議員、憲法起草委員会、並びに憲法裁判官委員会の在職者の役職給及び他の報酬は、勅令の定めによ

る。

第 34 条 公序及び国家安全保障の維持のため、仏暦 2549 年 9 月 24 日付の国王を元首とする民主統治体制改革団布告第 24 号で定める者で構成する国家安全保障評議会をおく。

②国家安全保障評議会議長は、15 人を超えない国家安全保障評議会議員を追加することができる。

③国王を元首とする民主統治体制改革団の団長、副団長、委員、秘書官及び秘書官補は、それぞれ、国家安全保障評議会の議長、副議長、議員、秘書官及び秘書官補となる。

④国家安全保障評議会の議長がいなく、又は職務を遂行することができないときは、国家安全保障評議会副議長は、国家安全保障評議会議長が定める順序に従い、国家安全保障評議会議長の職務を行い、並びに国家安全保障評議会議長及び副議長がいなく、又は職務を行うことができないときは、国家安全保障評議会議員は、国家安全保障評議会議員 1 人を選び、国家安全保障評議会議長の職務を行わせる。

⑤適切であるときは、国家安全保障評議会議長又は首相は、公序及び国家安全保障に関わる問題について審議し及び解決するため、国家安全保障評議会と内閣の合同会議の開催を求めることができ、並びに他の案件につき適宜協議することができる。

第 35 条 法律が憲法裁判所の権限と定める事項はすべて、又は法律が憲法に違反するか否か問題があるときは、委員長たる最高裁判所長官、副委員長たる最高行政裁判所長官、憲法裁判官となる最高裁判所裁判官職以上の最高裁判所の裁判官で最高裁判所裁判官会議において秘密投票によって選出される者 5 人、並びに憲法裁判案たる最高行政裁判所の裁判官会議において秘密投票によって選出される最高行政裁判所裁判官 2 人によって構成される憲法裁判官委員会の権限とする。

②憲法裁判所事務局に関する法律による憲法裁判所事務局は、憲法裁判官委員会委員長の委任に従い、事務及び他の事項につき職務を行う。

③審理及び裁判における定足数、審理手続、並びに裁定作成は、憲法裁判官委員会が布告して定めるところによる。

④仏暦 2549 年 9 月 19 日より前に憲法裁判所において係属中であったすべての事件又は事項は、憲法裁判官委員会の権限及び職責の下に移す。

第 36 条 仏暦 2549 年 9 月 19 日からこの憲法の公布の日までに布告され若しくは命じられた、国王を元首とする民主統治体制改革団の布告及び命令、又は国王を元首とする民主統治体制改革団長の命令はすべて、いかなる形式によるかを問わず、及び立法上、行政上、若しくは司法上のいずれの効力を有するように布告し若しくは命じたかを問わず、引き続き効力を有するものとし、並びに当該布告又は命令は、並びに当該布告又は命令

による実行は、かかる布告又は命令による実行がこの憲法の公布の前又は後に行われたかを問わず、適法かつ合憲の布告若しくは命令又は実行とみなす。

第 37 条 仏暦 2549 年 9 月 19 日に統治権の掌握に関連して行われた国王を元首とする民主統治体制改革団及び長のすべての行為、並びにかかる行為に関連する者、又は国王を元首とする民主体制統治改革団長の委任を受けた者の行為、又は国王を元首とする民主体制統治改革団長から委任を受けた者の命令を受けた者の行為で、上記の事項のためにおこなわれたものは、かかる行為はすべて、立法上、行政上、又は処罰及び他の行政上の行為を含む司法上のいずれかの効果を生じさせる行為であるかを問わず、本人、支援者、行為を行わせた者のいずれの地位で行ったかを問わず、当該日の前後に行われたかを問わず、当該行為が法律に違反する場合であっても、行為者は違法及び責任をすべて免除される。

第 38 条 ある場合に適用すべき規定がこの憲法にないときは、かかる場合は国王を元首とする民主統治体制におけるタイ国統治慣習によって裁定する。

②前項の規定による場合の裁定に関して国家立法議会の内部で問題が生じたとき、又は内閣が国家立法議会に裁定を求めたときは、国家立法議会が裁定する。

第 39 条 内閣が就任する前は、国家安全保障評議会議長は首相及び内閣の職務を実行する。

副署者

陸軍大将ソンティ・ブンヤラットカリン

国王を元首とする民主体制統治改革団長

調査研究報告書

開発研究センター 2006-IV-22

「法と開発」基礎研究

2007年3月16日発行

発行所 独立行政法人 日本貿易振興機構

アジア経済研究所

〒261-8545 千葉県千葉市美浜区若葉3-2-2

電話 043-299-9500

無断複写・複製・転載等を禁じます。 印刷 (有)騰光社